平成２６年（フ）第１６３号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田556番地２
破産者　掛川　智弘
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３０号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番６棟501号
破産者　太田　律子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０９号
埼玉県狭山市大字東三ツ木102番地の106
破産者　坂東　光治
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４１３号
神奈川県相模原市緑区中野42番地12
破産者　原田　　明
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４１８号
埼玉県狭山市入間川４丁目23番16―406号、前住所埼玉県狭山市入間川４丁目４番１―503号
破産者　城戸　政治
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４３９号
埼玉県坂戸市塚越46―３、住民票上の住所埼玉県入間郡越生町大字黒山413番地11
破産者　柴田　忠敏
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３３号
神奈川県厚木市岡田５丁目17番11号　サンハイムＴ―102
破産者　大澤　一幸
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３０８号
神奈川県小田原市久野364―１　ウエストメゾン201
破産者　加藤　史枝
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１４号
相模原市中央区上溝2574番地７
破産者　長谷川　稔
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４８号
相模原市中央区共和２丁目10番８号　ウインドミル共和101号
破産者　石原　良一
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９８号
静岡市葵区川合２丁目11番48号　アメニティーⅢＢ―102号
破産者　佐藤　行男
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３５号
静岡県藤枝市岡部町岡部426番地の５　メゾンボナール201
破産者　西澤　美帆
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４０号
静岡県島田市向島町2854番地の１　サンハイム向島205号室
破産者　坂本　一仁
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９７号
静岡県袋井市堀越３丁目17番地の５
破産者　戸塚　純子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
愛知県稲沢市稲葉１丁目８番９号　タウンコート稲葉Ａ202、従前の住所愛知県清須市西市場１丁目７番地５　ライオンズガーデン清洲304
破産者　安達　慎二
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４０号
名古屋市港区新船町３丁目１番地の39　大平マンション201号
破産者　神田自動車こと　神田　京子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３８０号
愛知県愛知郡東郷町北山台１丁目９番地13、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字和合字知々釜167番地１　ベルコリーヌ和合701号
破産者　花井　啓介
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４４６号
名古屋市熱田区旗屋町502番地
破産者　鈴木　英樹
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部